

## 太田市乳幼児健康支援一時預り事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、現に保育所等に通所又は通学（以下「通所」という。）中の児童等が病気の回復期にあるとき又は回復期に至らないが、当面の症状の急変が認められないとき（以下「回復期等にあるとき」という。）であって、集団保育を受けることが困難な場合、一定期間当該児童に対し、乳幼児健康支援一時預り事業（以下「事業」という。）を実施することにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

### (対象児童)

第2条 この事業の対象となる者は、生後3箇月以上の乳幼児及び小学校1年生から3年生までの児童（以下「児童」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市長が保育の実施を決定した者で、次に掲げる事項を満たすもの

ア 病気の回復期等にあるときであって医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるため、集団保育が困難であること。

イ 保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、家族の介護、冠婚葬祭等の理由により、家庭において育児を行うことが困難であり、かつ、ほかに育児を行う者がいないこと。

(2) 市長が保育の実施を決定した者ではないが、前号と同様の状態にあるもの  
(事業内容)

第3条 市は、前条の規定に該当する児童について、病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の病児保育事業実施要綱に基づいた保育を行うものとする。

2 市は、前項の保育を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 体温のチェックその他健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるような処遇内容とすること。

(2) 他の児童への感染防止に努めること。

### (実施施設及び実施方法)

第4条 市は、事業を医療法人、社会福祉法人その他市長が適当と認めるもの

に委託して実施するものとする。

2 前項に規定する事業を委託された者（以下「実施施設」という。）は、当該事業を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を1人以上及び保育士をおおむね利用児童3人につき1人以上配置するものとする。

3 実施施設は、事業を実施後、市長に対し、翌月10日までに太田市乳幼児健康支援一時預り事業月例利用状況（その1）（様式第1号）を、また、年度終了後は、太田市乳幼児健康支援一時預り事業利用状況報告書（その2）（様式第2号）を速やかに提出し、報告しなければならない。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は、1日当たり4人とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（利用日及び利用時間）

第6条 事業を利用することができる日（以下「利用日」という。）は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) その他市長が必要と認めた日

2 事業の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。

3 第8条に規定する利用申請1回につき、利用日は連続して7日以内とする。ただし、医師が必要を認め、かつ、保護者が希望するときは、7日を超えて利用することができる。

（利用者登録及び利用申請）

第7条 第2条に該当する児童の保護者は、事業を利用しようとするときは、太田市乳幼児健康支援一時預り事業利用登録申込書（様式第3号）を毎年度市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、口頭で申し込むことができる。この場合において、申込みをした者は、直ちに所定の手続をとるものとする。

3 市長は、前2項の規定による登録の申込みを受けたときは、その内容を審査の上登録台帳（様式第4号）に登録するとともに実施施設に通知するものとする。

(利用方法)

第8条 前条第1項の規定により登録を受けた者が事業を利用しようとするときは、利用日の前日までに、太田市乳幼児健康支援一時預り事業利用申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。ただし、市長が緊急を要すると認めたときはこの限りでない。

2 保護者は、前項の規定による申込みの際に当該児童を事業の対象として差し支えない旨の医師の確認を診療情報提供書(様式第6号)により受け、市長に提出するものとする。ただし、市長が緊急を要すると認めたときは、この限りでない。

(利用の承認)

第9条 市長は、前条の規定による提出があった場合で、第2条に規定する対象児童に該当すると認めたときは、定員の範囲内で利用の承諾を乳幼児健康支援一時預り事業利用承諾通知書(様式第7号)により行うものとする。

(利用の解除)

第10条 市長は、保護者又は児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の事業利用の解除又は一時停止をすることができる。

- (1) 児童が第2条に規定する対象児童としての要件に該当しなくなった場合
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続により事業の利用承諾を受けた場合

2 市長は、前項の規定により事業の利用を解除し、又は一時停止をするときは、当該児童の保護者に理由を付し太田市乳幼児健康支援一時預り事業利用解除通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(利用料の徴収)

第11条 市長は、事業を受けた児童の保護者から、別表に定める利用料を徴収するものとする。

2 市長は、当該児童の事業を受けた日数に基づき利用料を決定し、納入通知書により保護者に通知するものとする。

3 事業を利用した児童の保護者は、前項の納入通知書を受けたときは、速やかに当該利用料を納入しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市乳幼児健康支援一時預り事業実施要綱（平成14年12月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに利用した太田市乳幼児健康支援一時預り事業に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表（第11条関係）

##### 太田市乳幼児健康支援一時預り事業利用料

利用者の区分	児童1人当たりの利用料（日額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯の児童	0円
市外に在住し、市外の保育所等に通所中の児童	3,000円
上記以外の児童	2,000円

注 利用料は日額単位とする。また、食事等は保護者が持参すること。